

農畜水産物等の放射性物質検査計画の概要 (福島県)

1 期間 第1四半期 (平成29年4月～6月)

2 検査計画概要

分類	品目数	検査頻度	総検体数	検体採取 市町村数 (予定も含む)
出荷前もしくは出荷時に検査を行う食品				
野菜類	75	週3回	1,065 検体	全市町村
果実類	5	週1～3回	175 検体	全市町村
きのこ・山菜類	15	週1～2回	1,051 検体	全市町村
畜産物	7	週3～4回	1,922 検体	全市町村
野生鳥獣肉	7	月1回程度	42 検体	全区域(※1)
乳	1	週1回	104 検体	全市町村
穀類	1	週1回	6 検体	全市町村
海産魚種	100	週1回	2,400 検体	10市町沿海
内水面魚種	10	週1回	390 検体	全市町村
その他	—	—	—	—
小計	221	—	7,155 検体	—
市場に流通している食品(※2)				
生鮮品又は 加工品	50	週3回	1,250 検体	
計	271	—	8,405 検体	—

※1 県内7方部ごとに検体を採取。

※2 加工品については原則出荷前に検査を行う。

品目別試料採取基準

平成 24 年 4 月 23 日 施行
平成 24 年 6 月 26 日 一部改正
平成 24 年 9 月 21 日 一部改正
平成 24 年 12 月 17 日 一部改正
平成 25 年 3 月 28 日 一部改正
平成 26 年 3 月 31 日 一部改正
平成 26 年 9 月 29 日 一部改正
平成 27 年 3 月 30 日 一部改正
福島県農林水産部

「農林水産物を対象とした緊急時環境放射線モニタリング実施方針」（以下「実施方針」という。）に基づく、品目別試料採取基準は以下のとおりとする。

1 基本的な考え方

原則として、対象品目の選定や検査の頻度、検査の区域の考え方については、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（原子力災害対策本部、平成 27 年 3 月 20 日 一部改正）」に基づくこととする。

また、関係省庁により品目別の調査計画の考え方が示されている場合には、これに配慮することとする。

2 対象区域

実施方針の 5 に基づきモニタリングの対象品目となる出荷・販売用の農林水産物が生産または採捕等が可能な市町村とする。

3 検査対象

- (1) 県内で生産、または県内の生産者により生産または採捕等（以下、「生産等」という。）された農林水産物とし、出荷・販売を目的としたものを検査対象とする。
- (2) 出荷・販売に供することが可能な形態・品質を有するもの、または出荷・販売時に同様の形態・品質を有することが確実と見込まれるものとする。
- (3) 生産等されたものについては、栽培管理が適切に行われ履歴が明らかなものとする。
また、採捕等されるものについては、採捕地点等の情報が明らかなものとする。
- (4) 生産等されたほ場、集出荷施設、と畜場等から採取する。
また、海産水産物については、漁船または調査船により捕獲したものを採取する。
- (5) 原則として、施設・畑地を利用して栽培されたものは、野菜・果実に分類し、自然発生したものは、山菜類とする。

4 採取点数

ほ場等で生産等される品目については、原則として市町村毎に 1 点以上を採取する。

ただし、採取単位の基本となる区域については、旧市町村（以下、「旧市町村」という。）等、市町村を細分化した区域を単位となるように努めるとともに、対象品目の作付面積や生産者数、出荷・販売等の実態を勘案し決定する。

5 品目別試料採取基準

(1) 穀類

ア 対象品目

- (ア) 米、麦類、大豆、そば、小豆、雑穀 等
- (イ) (ア)のほか、特に分析が必要と認められる品目。

イ 検査頻度

- (ア) 米については、出荷時期に原則として毎日検査を行う。
- (イ) 米以外の穀類については、次項に定める点数を出荷時期に原則として毎週1回以上検査を行う。

ウ 採取点数

- (ア) 以下の品目について、品目別に定める採取点数の基礎となる単位毎に各1点以上を採取する。
また、県内農地の土壌分析結果や空間放射線量を考慮して採取点数を増加させることとする。
- (イ) 対象品目の取扱い集団（生産または集荷団体等）が同一市町村に複数ある場合には、取扱い集団毎に各1点以上とする。
 - ① 米
検査の方法については、関係省庁と協議し別途決定する。
 - ② 麦類
麦類の出荷集団（ロット）を単位として採取する。採取点数については、関係省庁と協議し別途決定する。
 - ③ 大豆、そば、小豆、雑穀
前年度までの緊急時環境放射線モニタリングの結果等を踏まえ、採取方法及び採取点数については、関係省庁と協議し、別途決定する。

エ 月別採取計画

別に定める。

(2) 野菜・特産

ア 対象品目

- (ア) 野菜指定産地や特定野菜、県単青果物価格補償対象品目等本県の主力品目。
アスパラガス、イチゴ、キュウリ、グリーンピース、サヤインゲン、サヤエンドウ、シュンギク、スナップエンドウ、ダイコン、ツルムラサキ、トウモロコシ、トマト、ミニトマト、ナス、ニラ、ネギ、葉ネギ、花ワサビ、バレイショ（ジャガイモ）、ピーマン、ホウレンソウ、モロヘイヤ
- (イ) 市町村において、福島第一原子力発電所事故後初めて出荷するとともに検査実績のない品目。
- (ウ) (ア)～(イ)のほか、特に分析が必要と認められる品目。

イ 検査頻度

野菜・特産については、原則として作型を考慮して収穫期間中毎週1回以上検査を行う。

ウ 検査対象市町村等の設定

検査対象を以下の2つに区分し、区分毎に検査方法及び試料採取方法を分けて実施する。

(7) 事前確認検査

a 検査の時期

収穫前

b 検査対象品目

避難指示解除準備区域（国の指定区域解除から1年以内の区域を含む）において生産される全品目

ただし、平成26年度に出荷確認検査の実績があり、50Bq/kgを下回った品目は除く。

c 検査対象区域

避難指示解除準備区域

該当区域については、別表1参照。

d 採取時期及び採取点数

収穫の概ね10～14日前に検体を採取し、放射性セシウム濃度を検査し、収穫の可否を判断する。収穫が可能となった区域及び品目については、出荷確認検査を実施する。

採取点数は、各区域単位に各3点以上とし、作付面積1ha毎に1点以上を追加する。

(1) 出荷確認検査

a 検査の時期

出荷前

b 検査対象品目

上記アのとおり。

ただし、事前確認検査で実施した区域において100Bq/kgを超えた品目については、収穫の自粛を要請するため、出荷確認検査は行わない。

c 検査対象区域（市町村）

対象品目を生産する全市町村

d 採取時期及び採取点数

出荷の概ね3日前に検体を採取し、放射性セシウム濃度を検査し、出荷の可否を判断する。

採取点数は、各市町村単位に原則各3点以上とする。ただし、平成26年度モニタリングにおいて放射性セシウムを検出しなかった市町村の当該品目については、市町村あたり1点以上とすることができる。また、福島県における平成26年度の検査結果で50Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された品目のあった市町村については、当該品目は昭和38年1月1日現在の旧市町村単位で3点以上とし、現在の市町村単位で作付面積5ha毎に1点以上追加する。

エ 月別採取計画

別に定める。

(3) 果実

ア 対象品目

- (ア) 青果物価格補償の対象品目など市場流通の多い品目。
イチジク、カキ、スモモ、西洋ナシ、日本ナシ、ブドウ、モモ、リンゴ等
- (イ) 市町村において、福島第一原子力発電所事故後初めて出荷するとともに検査実績のない品目。
- (ウ) 平成26年度の検査結果で50Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された品目。
クリ、ユズ
- (エ) (ア)～(ウ)のほか、特に分析が必要と認められる品目。

イ 検査頻度

果実については、対象となる品目の早生から晩生の切り替わりや、平坦から山間を考慮し、出荷時期に原則として毎週1回以上検査を行う。

ウ 検査対象市町村等の設定

野菜・特産に準じて実施する。

なお、採取点数については、以下のとおりとし、試料の採取にあたっては、品種の切り替わりや出荷時期等を考慮する。

(ア) 事前確認検査

採取点数は、各区域単位に各3点以上とし、作付面積10ha毎に1点以上を追加する。

(イ) 出荷確認検査

採取点数は、市町村単位に原則各3点以上とする。ただし、平成26年度モニタリングにおいて、放射性セシウムを検出しなかった市町村の当該品目については、市町村当たり1点以上とすることができる。

また、福島県における平成26年度の検査結果で50Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された品目のあった市町村(別表2参照)については、当該品目は昭和38年1月1日現在の旧市町村単位で3点以上とし、現在の市町村単位で作付面積20ha毎に1点以上追加する。

エ 月別採取計画

別に定める。

(4) 畜産

ア 対象品目

- (ア) 原乳
- (イ) 肉類(牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、羊肉)
- (ウ) 鶏卵
- (エ) はちみつ
- (オ) 飼料作物
牧草、単年生飼料作物、稲ホールクロップサイレージ(WCS)、飼料用米、稲わら等

(カ) (ア)～(オ)のほか、特に分析が必要と認められる品目。

イ 検査頻度、採取方法及び採取点数

(ア) 原乳は、2週間に1回以上検査を行い、CS（クーラーステーション）または乳業工場毎に均一となる方法で採取する。

(イ) 肉類のうち牛肉については、原則として週5回検査を行い、(株)福島県食品流通センターにおいて出荷する全頭分の検体を採取する。

なお、県外と畜場に出荷された牛肉については、検査を依頼している分析機関において検査を実施する（緊急時環境放射線モニタリングの対象外として実施する）。

また、豚肉・鶏肉については、原則として毎月2回以上、馬肉、羊肉については必要に応じて検査を行い、食肉処理場から検体を採取する。

(ウ) 鶏卵は、原則として毎月1回以上検査を行い、養鶏場またはGPセンター毎に1点以上を採取する。

(エ) はちみつは、出荷時期に必要なに応じて検査を行い、ミツバチを飼育している市町村毎に1点以上を採取する。

(オ) 飼料作物は、原則として収穫期間に週1回検査を行うこととし、その種類毎の採取方法等は、以下のとおりとする。

a 牧草は、原則として一地域内から5点以上を収穫物から採取し検査を行う。暫定許容値を超過した地域は、昭和23年時の旧市町村を基本に細分化をして、新たに5点以上を採取して調査を行う。

また、除染（草地更新）を行った牧草地については、農家ごとに収穫物から採取して検査を行う。

b 単年生飼料作物は、利用が計画されている市町村を対象に区域を設定し、収穫適期の1週間前以降に各区域毎に5点以上を採取する。

c 稲WCS、稲わらは、関係省庁と協議し別途決定する。

ウ 月別採取計画

別に定める。

(5) きのこ・山菜類

ア 対象品目

(ア) 栽培きのこ

しいたけ、なめこ、まいたけ、えのきたけ、エリンギ 等

(イ) 野生きのこ

マツタケ、チチタケ、ウラベニホテイシメジ、ホンシメジ 等

(ウ) 山菜・樹実類

うど、おおばぎぼうし（うるい）、うわばみそう、くさそてつ（こごみ）、こしあぶら、さんしょう、ぜんまい、たけのこ、たらのめ、ねまがりたけ、あけび、ふき、ふきのとう、みやまいらくさ（あいこ）、もみじがさ（しどけ）、わらび、くるみ、とちのみ 等

(エ) (ア)～(ウ)のほか、特に分析が必要と認められる品目

イ 検査頻度

(ア) 栽培きのこは、週1回以上検査を行う。

(イ) 野生のきのこ・山菜・樹実類については、週1回以上、発生初期に収穫の段階で検査を実施する。

(ウ) 栽培する山菜・樹実類は、野菜・特産・果樹に準じて検査を行う。

ウ 採取点数

(ア) 当該品目から50ベクレル/kgを超える放射性セシウムが確認された地域または主要な産地については、市町村毎に3点以上を採取する。

(イ) (ア)以外の市町村については、市町村毎1点以上採取する。

エ 出荷制限解除のための検査

出荷制限が指示されている市町村においては、以下により、出荷制限解除のための検査を実施する。なお、すべての品目で出荷制限が指示されている野生のきのこについても、品目別に検査を実施する。

(ア) 栽培きのこは、生産者毎に各ロット3点以上を採取し、検査を行う。

(イ) 野生のきのこ・山菜・樹実類は、市町村毎に5点以上を定点採取し、検査を行う。

継続して基準値を下回りかつ安定的に放射性セシウムが減少傾向であることが確認された場合、市町村毎原則60点を採取し、検査を行い、すべてが基準値を下回ることを確認する。

オ 月別採取計画

別に定める。

(6) 水産物

ア 対象品目

(ア) 海産物

漁業種類毎の対象品目

a 底びき網漁業

ヒラメ・カレイ類、アイナメ・メバル・ソイ・カサゴ類、甲殻類、イカ・タコ類、貝類 等

b 固定式さし網漁業

ヒラメ・カレイ類、アイナメ・メバル類、スズキ、シロザケ 等

c 船びき網漁業

コウナゴ、イカナゴ、シラス、サヨリ、シラウオ類 等

d カゴ漁業

タコ類 等

e 貝桁網漁業

ホッキガイ

f 釣り漁業

メバル類、メジマグロ、ブリ類、マダラ 等

g 潜水漁業

アワビ、ウニ、海藻 等

h その他の漁業

カツオ、サンマ、サバ類、アサリ、ヒトエグサ 等

- (イ) 淡水魚等
 - a 河川・湖沼に生息するもの
アユ、イワナ、ヤマメ、ウグイ、ワカサギ、モクズガニ 等
 - b 養殖業の対象魚種
イワナ、ヤマメ、ニジマス、会津ユキマス、アユ、食用ゴイ 等。
- (ウ) (ア)(イ)のほか、特に分析が必要と認められる品目。

イ 検査頻度

水産物について、次項に定める点数を原則として採取期間中毎週1回以上検査を行う。

ウ 採取方法及び採取点数

- (ア) 水産試験場調査船によるサンプリング調査を相双海域、いわき海域で相互に採取し、毎週1回採取する(概ね20点程)。
- (イ) いわき海域、相双海域で漁船により週1回採取する(概ね180点)。
- (ウ) 養殖魚については、該当する市町村毎・魚種毎に月1回採取する(週5点)。
- (エ) 河川、湖沼生息魚については、解禁前、漁期中に各漁場で主な魚種について調査を行う(概ね週25点)。

エ 月別採取計画

別に定める。

別表1

地域区分	検査対象品目	検査対象区域
避難指示解除準備区域	生産される全品目 (平成26年3月31日までに一般検査の実績があり、50Bq/kgを下回った品目を除く。)	南相馬市、檜葉町、川内村、大熊町、飯舘村、富岡町、双葉町、浪江町、葛尾村(9市町村)の避難指示解除準備区域

別表2

地域区分	検査対象品目	検査対象区域
平成26年度の検査で50Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された品目のあった市町村	ユズ	本宮市
	クリ	いわき市

(別紙)

平成29年度 月別採取計画 (4~6月分)

平成29年3月23日現在

福島県農林水産部

品目 \ 月	4月	5月	6月	合計
穀類 計	0	0	6	6
米	0	0	0	0
大豆	0	0	0	0
麦類	0	0	6	6
その他	0	0	0	0
野菜	325	335	405	1,065
果実	0	40	135	175
畜産 計	650	684	1,006	2,340
原乳	32	40	32	104
鶏卵	12	12	12	36
肉類	596	562	698	1,856
飼料作物	10	65	239	314
はちみつ	0	5	25	30
きのこ・山菜	476	441	134	1,051
樹実類	0	0	0	0
水産物	920	950	920	2,790
海産物	800	800	800	2,400
内水面	120	150	120	390
合 計	2,371	2,450	2,606	7,427

「野生鳥獣の肉類の放射性物質検査」 検査計画

(平成29年度 第1四半期)

平成29年4月
福島県自然保護課

1 目的

野生鳥獣の放射性核種の濃度測定調査を実施し、県民の生活環境の安全・安心を確保する。

2 調査対象区域・調査種・サンプル数

県内(避難指示区域を除く)7方部において、イノシシ、ツキノワグマ、キジ、ヤマドリ、カモ類、ノウサギについて、それぞれ下表のサンプル数を目安として調査を行う。

(第1四半期 4~6月)

調査対象種	区分	方部別検査計画								区分別計
		県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	計	
イノシシ	大型獣	10	5	4	2	0	8	1	30	42
ツキノワグマ	大型獣	2	1	1	3	1	0	0	8	
ニホンジカ	大型獣	0	1	1	1	1	0	0	4	
キジ・ヤマドリ	大型獣以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0
カモ類	大型獣以外	0	0	0	0	0	0	0	0	
ノウサギ	大型獣以外	0	0	0	0	0	0	0	0	
計		12	7	6	6	2	8	1	42	42

3 調査期間・方法

平成29年4月～平成30年3月

(1) 狩猟期前(～11月14日)

1月に1回程度調査する。

イノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカの捕獲は有害捕獲、指定管理鳥獣捕獲による。

鳥類の捕獲は調査捕獲による。

(2) 狩猟解禁後(11月15日～)

1月に1回程度調査する。

(1)の有害捕獲、指定管理鳥獣捕獲、調査捕獲の他狩猟による捕獲も含めて調査する。

4 調査項目

捕獲個体全ての捕獲位置、筋肉組織などの放射性核種の濃度を測定する。

捕獲状況に応じ、捕獲位置空間放射線量を測定する。

平成29年度加工食品等の放射性物質検査計画（第1四半期）

平成29年4月1日
福島県食品生活衛生課

1 目的

「ふくしま食の安全・安心に関する基本方針」に基づき、県産農林水産物を原料とした加工食品等を中心に放射性物質検査を実施し、食品衛生法上の基準値等を超過した加工食品等の流通を未然に防止するとともに、本検査結果を消費者に速やかに情報提供することにより、食の安全・安心を確保することを目的とする。

2 検体採取及び検査機関

- (1) 検体採取公所：県北、県中、県南、会津、南会津及び相双の各保健所
- (2) 分析機関：衛生研究所

4 検査対象食品

原則として、以下に示す食品を対象とする。ただし、食品関係事業者からの検査実施の要望等を踏まえながら、各保健所において地域の実情等を勘案し、検査を実施する必要性が認められるものについては、この限りではない。

- (1) 県産及び周辺自治体の農林水産物並びに山野草を原材料とする加工食品であって、製造工程に乾燥、脱水及び加熱等の工程が含まれることにより、原材料由来の放射性物質が濃縮される可能性のある食品
- (2) 屋外での乾燥工程を有する加工食品
- (3) その他の食品

5 重点検査対象食品

これまでに実施した加工食品等の放射性物質検査の結果、基準値（一般食品で100 Bq/kg）を超える放射性セシウムが確認された以下に示す食品を重点検査対象食品とする。

- (1) 乾燥野菜類
- (2) 乾燥果実類
- (3) 乾燥きのこ類
- (4) 乾燥山菜類
- (5) 乾燥山野草
- (6) 茶葉
- (7) 漬物
- (8) 塩蔵野菜

5 検体採取方法

食品衛生法第28条第1項の規定に基づく収去とし、県の各保健所が管内の製造・加工所、小売店等から採取する。

6 採取予定検体数

平成29年4月～6月の各保健所の採取予定検体数は下記のとおり。

公所名	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	合計
検体数	340	225	225	290	55	115	1250